

まだら本州日本海北部系群の資源管理について

令和8年3月19日(木)

令和8管理年度TAC(漁獲可能量)設定に関する意見交換会
(まだら本州日本海北部系群)

水産庁

管理の課題に対する取組について①

管理の課題とこれまでの取組内容

令和8管理年度(ステップ2-2年目)

青森県の漁獲量急増を踏まえた管理手法

- 青森県の定置漁業(底建網含む)及び刺網漁業の12月及び翌年1月の1日当たりの合計漁獲量が60トンを超えた場合、当該管理年度の青森県のTACに600トンを追加する。
- TACを追加した場合、定置漁業においては、漁獲されたマダラのうち生存個体を可能な限り放流し、刺網漁業においては、漁獲努力量の抑制に努めることを義務付ける。
- 追加分のTAC数量を消化した場合、消化した数量は漁獲実績とみなさない。

- TACを追加した管理年度の漁獲実績の値が、当該管理年度の当初のTAC若しくは再計算された生物学的許容漁獲量(ABC)のいずれか大きい方の値を上回る場合、又は青森県の漁獲実績の値が、当該管理年度の青森県の当初のTACを上回る場合、いずれか小さい方の値と当該管理年度の漁獲実績の値との差分を、翌管理年度の青森県TACから差し引く。
- 再計算された翌管理年度のABCが、翌管理年度の漁獲可能量を上回る場合には、再計算された翌管理年度のABCと翌管理年度のTACとの差分を、翌管理年度の青森県TACに追加する。

※ 現状の資源評価においては、青森県の2021年12月から2022年1月の大量漁獲を自系群と扱って評価を行っていることから、資源評価と齟齬が無いよう措置する。

(資源管理基本方針別紙2)

翌管理年度との間で漁獲可能量を調整できる措置等に係る規定について検討を行い、ステップ3の開始までに結論を得る。

融通促進策

- TAC枠を融通した管理区分については、数量の5割を当初配分の算定比率に係る漁獲実績として認める。
- TAC枠の融通を受けた管理区分については、通常通り、TAC枠の消化分に当たる数量の全てを当初配分の算定比率に係る漁獲実績とする。

(資源管理基本方針別紙2)

試行目安数量は、…(中略)…関係者の間で別段の合意がある場合には、当該合意に基づき算出する。

✓ 左記の大量来遊ルールを引き続き適用する。

- 大量来遊ルールについては、系群構造が判明するまでの間の暫定措置とする。
- 大量漁獲発生時の判断基準となる、1日当たりの漁獲量及び追加されるTACの量については、引き続き検討を行う。
- 原則として超過量の全量を一括で差し引くこととし、翌年度からの漁獲量の差し引きの結果翌年度TACが0あるいはマイナスとなることから、一括で差し引くことができない場合又は当該水産資源に係る漁業の経営その他の事情に鑑みて一括で差し引くことが適切ではないと農林水産大臣が特に認める場合には翌管理年度以降に分割で差し引くことを検討する。

✓ TAC枠の融通に係る管理手法について引き続き検討する。

- 融通促進策において、自主的な資源管理への配慮を行うことについては、漁獲抑制を客観的に示すデータ等が継続して収集される体制になった時点で、検討を開始する。

管理の課題に対する取組について②

	管理の課題とこれまでの取組内容	令和8管理年度(ステップ2-2年目)
留保枠の設定	<ul style="list-style-type: none"> ステップ2での各管理区分へのTAC配分の試行においては、留保枠を設けず管理を実施する。 留保枠設定に当たっては、数量配分を受けた都道府県・大臣管理区分の関係者合意に基づき追加配分できるように措置する。 融通促進策において、自主的な資源管理への配慮を行うことについては、<u>漁獲抑制を客観的に示すデータ等が継続して収集される体制になった時点で、検討を開始する。</u> <p>(資源管理基本方針別紙2) 試行目安数量は、…(中略)…関係者の間で別段の合意がある場合には、当該合意に基づき算出する。</p> <p>※ ステップ2での管理結果を踏まえ、ステップ3以降の留保枠の設定について柔軟に見直しを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 引き続き、留保枠を設けず管理を実施する。 ステップ2での管理結果を踏まえ、ステップ3以降の留保枠の設定について柔軟に見直しを検討する。
当初配分	<ul style="list-style-type: none"> 能登半島地震発生前の年の漁獲量データを用いてTAC配分を算定する等、地震の影響に配慮した配分方法を引き続き検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 左記について引き続き検討を行いつつ、令和7管理年度と同様の算出方法を用い、配分シェアと試行目安数量を算出する。
TAC報告体制	<ul style="list-style-type: none"> 資源管理基本方針の別紙2に記載の漁獲量等の報告に係る期限については、他の資源の管理の取組(基本的にはTACの85%以下に達した場合)を参考とし、大臣管理区分及び知事管理区分それぞれにおいて、以下のとおり漁獲量等の報告の期限を早めることの試行を行う。 <p>①大臣管理区分から農林水産大臣への報告については、陸揚げした日から3日以内 ②都道府県知事から農林水産大臣への報告については、陸揚げした日から5日以内</p> <p>※ 他方、本資源は盛漁期に漁獲量が積み上がることを踏まえ、上記の数量に達する前においても、各管理区分は漁業実態に合わせて盛漁期における漁獲量の積み上がりを適時把握し、TAC超過しないよう管理するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 令和7管理年度と同様の取組と試行を行う。

<青森県その1> 大量来遊ルール発動後にTAC調整が発生する条件及び手法

- ・①～⑥を全て満たした場合、青森県のTAC調整を行う。

青森県のTAC調整 必要条件

- | | |
|---|--|
| ① | 青森県の定置漁業(底建網含む)及び刺網漁業の12月または翌年1月の1日当たりの合計漁獲量が60トンを超える。 |
| ② | 青森県が新潟漁調(水産庁)へデータ等の提出を行うと同時に、大量来遊ルール発動の要請を行う。 |
| ③ | 大量来遊ルールが発動する(発動された日に青森県の当初TACに600トンを追加)。 |
| ④ | ルール発動後、当管理年度内に青森県の漁獲実績が、青森県の当初TAC(試行水準)を超過する。 |
| ⑤ | 当管理年度の都道府県及び大臣管理区分の漁獲実績の合計が、当初TAC(ABC)を超過する。 |
| ⑥ | ルール発動の翌管理年度の資源評価で計算される当管理年度の再計算ABCが、漁獲実績の合計を下回る。 |

青森県のTAC調整 手法

漁獲実績－再計算ABC(⑥の差分)または青森県の漁獲実績－青森県当初TACのいずれか小さい数量を、青森県の翌管理年度TACから差引く。

<青森県その2> 青森県での大量漁獲からTAC調整判断までのスケジュール(イメージ)

・TAC調整実施の判定は、翌管理年度の11月以降になる見込み(資源評価結果の公開を10月末で想定した場合)。

	管理年度A-1						管理年度A (当管理年度)						管理年度A+1(翌管理年度)																					
	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
TAC										☆当初TAC																	★当初TAC							
ルール																																		
漁獲量																																		
資源評価																																		
調整判定																																		

青森県での大量漁獲



☆当初TAC

③青森県へ
600トン追加

★当初TAC

②大量来遊ルール発動要請

①青森県60トン/日を超過

④青森県当初TAC超過

○管理年度Aの漁獲量の確定
⑤総漁獲量が当初TAC超過

☆資源評価結果
(管理年度AのABC)

★資源評価結果
(管理年度A+1のABC)

○資源評価結果
(管理年度Aの再評価ABC)
⑥総漁獲量が再評価ABC超過

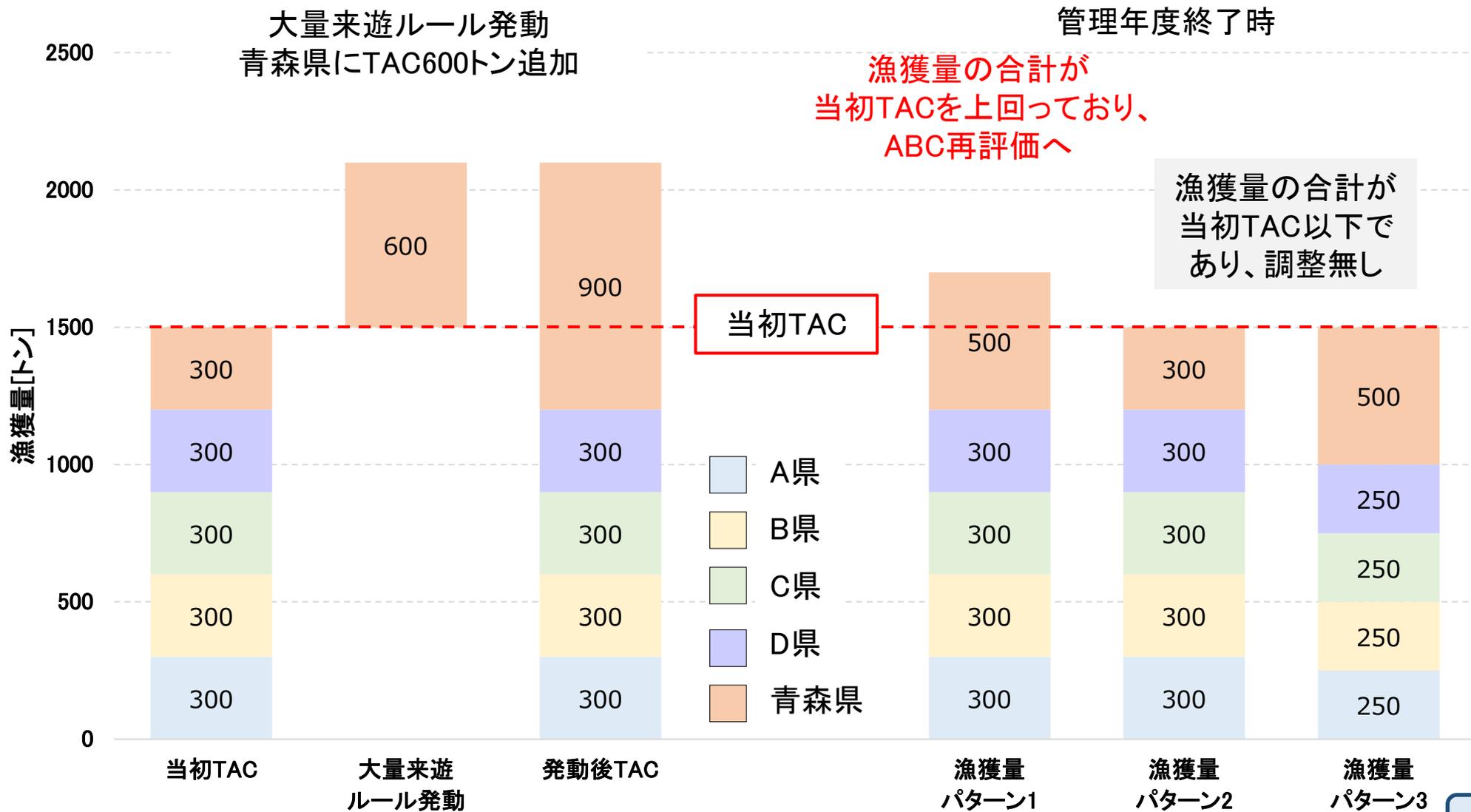
●TAC調整判断

※大量来遊ルールは系群構造が判明するまでの間の暫定措置とする。

＜青森県その3＞TAC調整判断 手順1(イメージ)

・漁獲量の合計が当初TACを下回っていれば、TAC調整は発生しない。

令和8管理年度予想TAC1500トン



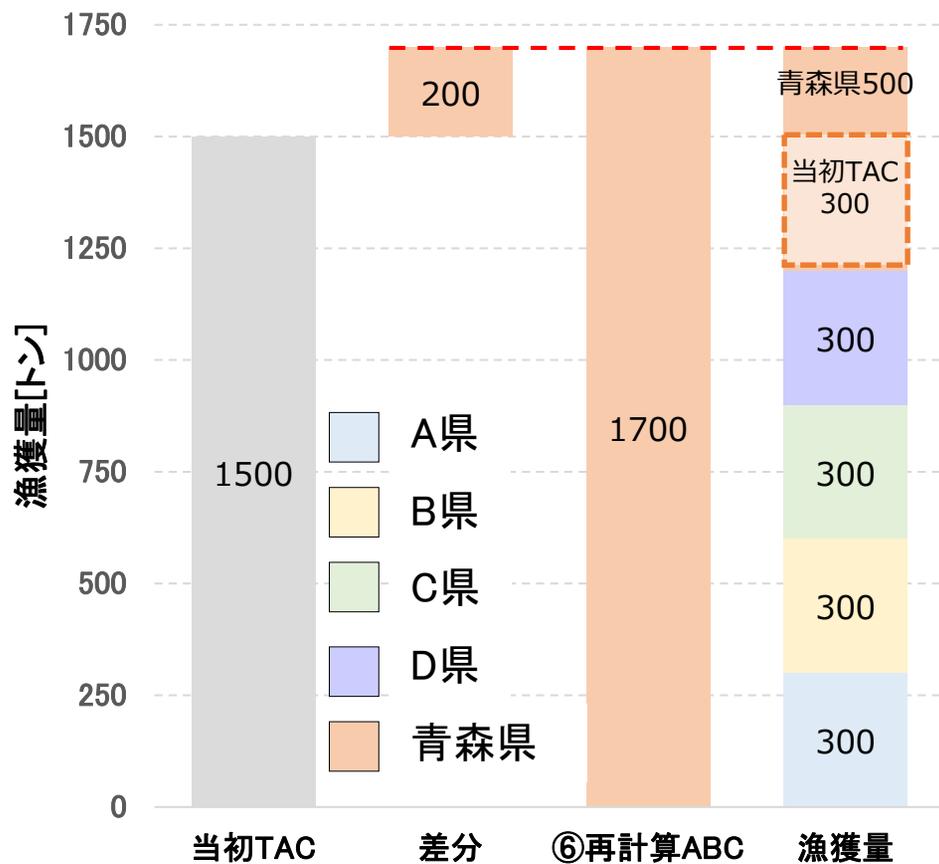
(④当 ⑤否)

＜青森県その4＞TAC調整判断 手順2(イメージ)

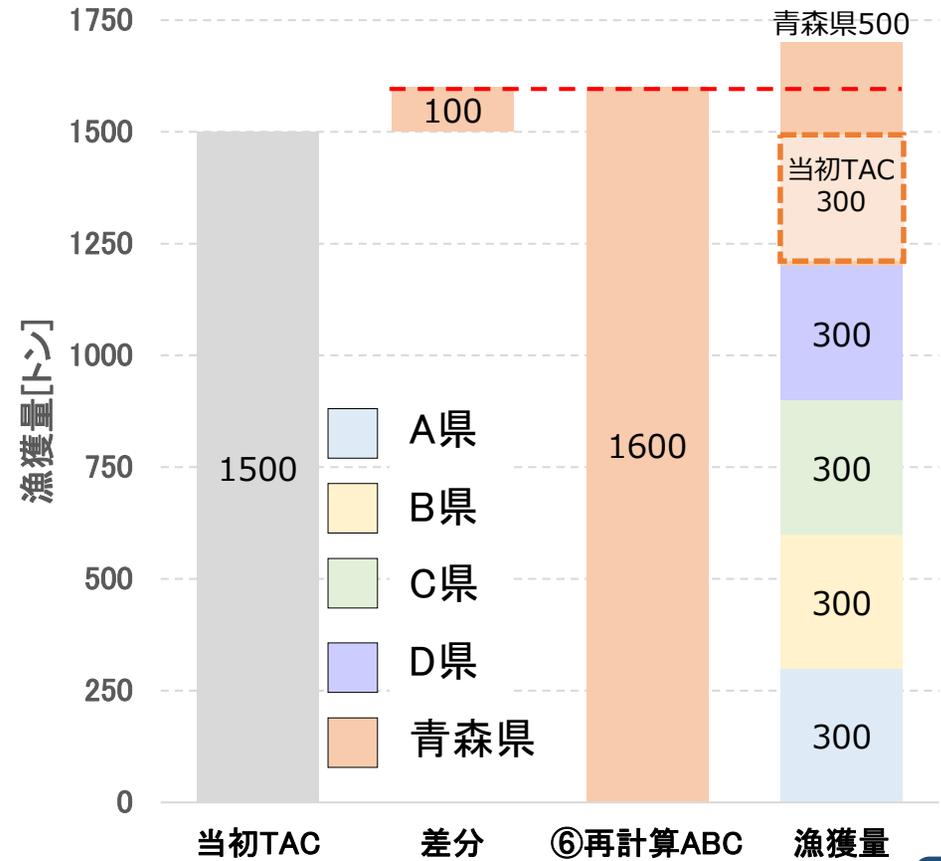
・ABCの再計算の結果次第で、翌管理年度のTAC調整の発生の有無及び調整が必要な場合の数量が決定。

令和8管理年度予想TAC 1500トン

再計算ABC－漁獲実績＝0トン
TAC調整なし



再計算ABC－漁獲実績＝-100トン
TAC調整発生

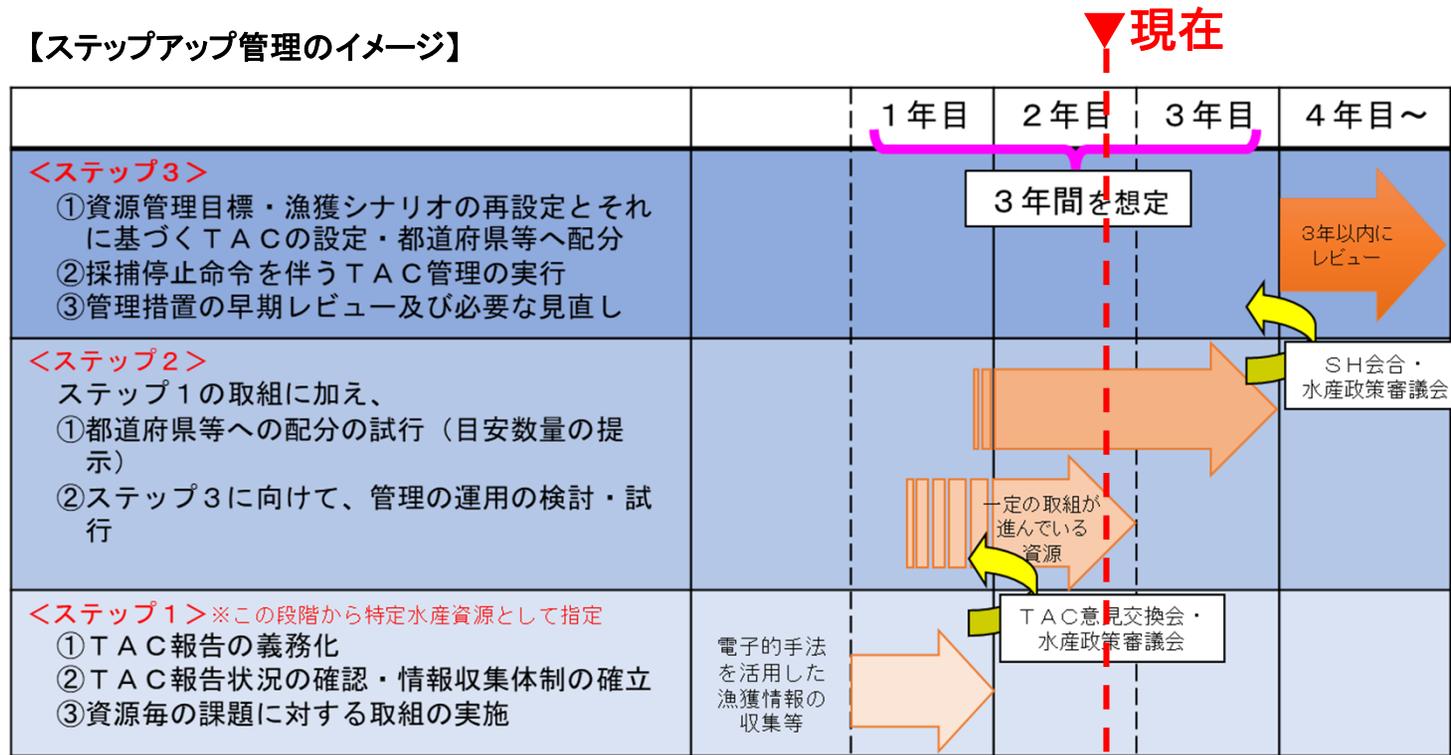


ステップ2からステップ3への移行

■資源管理基本方針本則第1の2の(5)の③

ステップ1及びステップ2での取組について十分な進展があった場合に、ステップ3の取組を開始することとする。このため、ステップ3の開始に先立ち、農林水産大臣は、ステップ1及びステップ2における取組結果や、漁獲可能量の管理の実施により収集された漁獲量等のデータに基づいて更新された資源評価結果を基に、資源の状況と併せて、資源管理の目標や漁獲シナリオ、漁獲可能量の配分基準、対象資源の特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理の内容等について、その案を公表し、周知をした上で、本則第8の1(1)に定める資源管理の方針に関する検討会を開催し、漁業者や加工流通業者等に対して説明をし、その意見を聴くための機会を設けるものとする。

【ステップアップ管理のイメージ】



今後の予定

R8年 3月19日	<p>R8管理年度TAC意見交換会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7年度の資源評価を説明したのち、令和8管理年度のTAC及び配分の案について出席者と意見交換。 ・ ステップ1・2の間の検討課題について出席者と意見交換。 	本日はココ
R8年5月	<p>水産政策審議会資源管理分科会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和8(2026)管理年度のTAC及びその配分(案)の諮問 	
<p>＜知事管理漁獲可能量設定に係る関係海区漁業調整委員会への諮問(各県)＞</p>		
R8年7月	<p>令和8管理年度開始(ステップ2の2年目 ~ 令和9年6月末)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大臣管理区分、各都道府県ごとに、ステップ2の管理を行う。 	
R8年10月頃	<p>令和8年度資源評価結果公表</p>	
R8年 11月頃	<p>第3回ステークホルダー会合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ステップ2まで取組結果等を基に、資源管理の目標や漁獲シナリオ、配分基準、対象資源の特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理の内容等について意見交換。 	
<p>⋮</p>		
R9年7月	<p>令和9管理年度開始(ステップ3)</p>	

参考

資源管理の目標

資源管理の目標等	数量
目標管理基準値 (MSYを実現するために維持又は回復させるべき目標となる親魚量の値)	5.2千トン
限界管理基準値 (下回ってはいけない親魚量の値; MSYの60パーセントを達成するために必要な親魚量)	2.5千トン
禁漁水準値 (MSYの60パーセントを達成するために必要な親魚量)	0.4千トン

漁獲シナリオ

- 親魚量が令和15年(2033年)に、少なくとも50%の確率で、目標管理基準値を上回るよう、親魚量の値に応じ、次の方法で漁獲圧力を調整する。
 - ア 親魚量が限界管理基準値以上にある場合には、MSYを達成する水準に調整係数($\beta=0.95$)を乗じた漁獲圧力とする。
 - イ 親魚量が限界管理基準値を下回るが、禁漁水準以上ある場合には、親魚量の値に応じて上記アの漁獲圧力を更に削減した漁獲圧力とする。
 - ウ 親魚量が禁漁水準を下回る場合には、漁獲圧力をゼロとする(実際の管理においては、その資源を目的とした採捕が禁止される)。
- 資源評価において示される当該管理年度の資源量の予測値に、漁獲シナリオにより得られる漁獲圧力を乗じた値をABCとし、管理年度当初のTACは当該値を超えない量とする。
- 令和8管理年度のTACの案は1,500トン。

将来の平均漁獲量(千トン)

2032年に親魚量が目標管理基準値案(5.2千トン)を上回る確率 (参考)MSY 2.9千トン

β	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	
1.00	2.7	2.7	3.9	3.4	3.1	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	48%
0.95	2.7	2.7	3.7	3.3	3.1	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	62%
0.90	2.7	2.7	3.6	3.3	3.1	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	77%
0.85	2.7	2.7	3.5	3.2	3.1	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	88%
0.80	2.7	2.7	3.3	3.2	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	95%

出典: 令和5年7月 第2回資源管理方針に関する検討会 ~マダラ本州日本海北部系群~資料より

試行目安数量

- ステップ2は、ステップ1の取組を継続しつつ、漁獲可能量による管理について、法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量及び同項第3号の大臣管理漁獲可能量の試行的な配分等を行う段階とし、「試行水準」として設定することとする。
- この場合において、都道府県及び大臣管理区分における管理を行う目安として、TACの全量に過去5か年(平成30年から令和4年まで)の毎年の漁獲実績の比率の平均値を乗じて算出した数量を「試行目安数量」として提示する。
- 令和8管理年度の「試行目安数量」は下表のとおり。

管理区分	試行目安数量 (トン)	参考シェア (%)
沖合底びき網漁業	173	11.56%
その他大臣許可漁業	0	0.00%
青森県	304	20.24%
秋田県	167	11.10%
山形県	203	13.51%
新潟県	311	20.73%
富山県	8	0.54%
石川県	335	22.32%
留保	0	0.00%
合計	1,500	100.0%